

明石市における

専門職を活用した取り組み

～ 発信編 ～



— 目次 —

- 広報あかし 平成 24 年 5 月 15 日 (火)
法律相談がより身近に お近くの市民センターやご自宅でも
- 全国市長会「市政」11月号 平成 24 年 11 月 1 日 (木)
明石市における任期付弁護士職員の採用・活用による地域主権への取り組み
- 弁護士実務研究 藤井伊久雄弁護士還暦記念論集 平成 24 年 12 月 13 日 (木)
兵庫県明石市における弁護士採用・活用の取り組み
- 広報あかし 平成 25 年 5 月 15 日 (水)
「いじめ総合相談窓口」開設 専門職員がチームで対応
- 「毎日フォーラム」6月号 平成 25 年 6 月 10 日 (月)
市民への訪問、いじめの相談窓口 専門職を積極採用し行政の質向上
- 「臨床心理学」第 13 巻第 4 号 平成 25 年 7 月 10 日 (水)
地方自治体における臨床心理士の役割
- 自治日報 平成 25 年 7 月 12 日 (金)
明石市が専門職を活用する理由
- 「LD ADHD&ASD」 平成 25 年 10 月 1 日 (火)
一人ひとりにあわせた 専門的で継続的な支援を その人が暮らす地域で
- 「法曹養成と臨床教育」No.6 平成 25 年 11 月 5 日 (火)
兵庫県明石市における専門職の活用と法科大学院卒業生への期待

6月
から

お近くの市民センターやご自宅でも

法律相談がより身近に

市役所で待っているだけじゃない！
弁護士資格を持つ5人の職員が
市民の皆さんをサポートします。

市では、本年4月から弁護士資格を持つ職員5人(右記)を採用し、市民の皆さんへの法律相談を充実。また、法的な問題に対する市の対応の強化や職員の法務能力の向上などを図っています。

6月からは、この5人の職員が各市民センターや皆さんのご自宅などに出向き、法律相談を行います。

ご利用はいつでも無料で、事前申し込みが必要です。詳しくは下記をご覧ください。

取り組み 1 市民センター(大久保・魚住・二見)で『出張法律相談』

市民の皆さんが市役所に来なくても法律相談を利用いただけるよう、6月から大久保、魚住、二見の各市民センターで出張法律相談を始めます。

相談内容／金銭貸借、不動産、交通事故、離婚などの法律問題全般

相談時間／1人30分以内

対象／市内に在住、在勤の人

定員／各相談日とも6人

申し込み／毎月1日(閉庁日の場合は次の開庁日)からその月の実施分の予約を市民相談課で先着順に電話受け付け。

■出張法律相談 日程

相談場所	大久保市民センター	魚住市民センター	二見市民センター
相談日時	第2月曜日 13:30～16:30	第3月曜日 13:30～16:30	第4月曜日 13:30～16:30
平成24年	6月 6/11 7月 7/9 8月 8/13 9月 9/10 10月 - 11月 11/12 12月 12/10	6月 6/18 - 8月 8/20 - 10月 10/15 11月 11/19 12月 12/17	6月 6/25 7月 7/23 8月 8/27 9月 9/24 10月 10/22 11月 11/26 -
平成25年	1月 - 2月 - 3月 3/11	1月 1/21 2月 2/18 3月 3/18	1月 1/28 2月 2/25 3月 3/25

取り組み 2 職員が皆さんのご自宅へ『訪問法律相談』

高齢や心身の障害などのために、市役所や市民センターに来所することが困難な人を対象に、自宅など希望する場所での訪問法律相談をまずは6月の1か月間、試行的に実施します。今後は、今回の結果を検証し、継続の検討を行います。

相談内容／相続、遺言、成年後見、財産管理など

相談時間／60分程度

対象／高齢や心身の障害などのた

め、市役所や市民センターへ来所することが困難な市内に在住の人など。相談内容が代理相談で可能な場合を除く。詳しくは、市民相談課へお問い合わせください。

申し込み／予約受付日(※)の午後1時～4時に市民相談課で電話受け付け。家族などからの申し込みも可能。6月中で訪問日時を調整します。
※予約受付日／5月24・29・31日、6月5・7・12・14・19・21日

お申し込みの際は以下の点にご注意ください。

- 法律相談は、相談内容に応じた法律の一般的な説明を行い、問題を解決する際の参考にしていただくためのもので、相談内容そのものを解決するものではありません。
- 既に弁護士に依頼しているものは受け付けできません。
- 具体的な問題や紛争がない事柄や他人の問題についての相談はご遠慮ください。
- 同一案件の相談は原則1回限りです。
- 直接受任、弁護士紹介はできません。

お申し込み・お問い合わせ

市民相談課 ☎918-5002

皆さんのお困りごとを
私たちがお伺いします!



政策部相談担当課長
のど ひろゆき
能登 啓元(31)
京都大学卒、同法科大学院卒

玉子焼に惹かれ…
たこ焼き文化の大阪
から馳せ参りました。



総務部コンプライアンス担当課長
兼政策部政策室課長
ますだ あきこ
益田 明子(37)
早稲田大学卒

東京から来ました。
弁護士になって10
年になります。



総務部コンプライアンス担当課長
兼政策部市長室課長
おしの たいぞう
荻野 泰三(33)
東京大学卒、京都大学法科大学院卒

魚介類が大好きで、
明石は魅力的。妻い
わく「あなたはスルメ」



政策部市民相談課主任
あかし れいこ
明石 礼子(34)
慶應大学卒、
大阪大学法科大学院卒

名字が「明石」です。
熊本でオンブズマン
制度を担当しました。



総務部法務課主任
兼総務課主任
いいた しんや
飯田 真也(27)
香川大学卒、愛知大学法科大学院卒

三重県などで行政事
件を担当、明石によく
似た四日市出身です。

他にも、暮らしに役立つ行政相談や公証相談などさまざまな相談を行っています。

詳しくは、市ホームページでご紹介しています。
トップページの「相談窓口」からご覧ください。

明石市

明石市における任期付弁護士職員の採用・活用による地域主権への取り組み

あかし
明石市長（兵庫県）
いずみ
泉
ふさほ
房穂



地域主権の時代の到来と
弁護士5名一挙採用

今、まさに地域主権の時代が到来してい



任期付弁護士職員の執務風景

る。これは日本という国の新しい在り方であり、地方行政をこれまでの中央官庁に依存した中央集権体制の制約の中での限られた役割を担うものから、自己決定を行い自己責任を負うものとして再定義・再構築する時代の始まりである。

かつての中央集権の時代においては、地方自治体は、中央からの指示を待っていれば足り、従順さや忠実さが美徳とされ、行政運営の在り方は前例主義や横並び主義が機能していた。ところが、地域主権の時代になると、地方自治体は、自己責任を伴う自己決定に日々迫られるようになり、これに伴って、地方自治体には専門的知見や主体的判断能力が必要不可欠になってきた。そして、地方行政に携わる地方自治体の職員には、地域主権を体現するための高い能力が要求されるようになってきている。

このような地域主権の時代の到来を受け、明石市では、平成24年度より一挙に5名の弁護士を市の任期付職員として採用した。地方自治体における弁護士採用の取り組みは、全

国的に例はあるものの、一挙に5名もの弁護士を採用するのは、全国初の試みである。

平成24年度 採用者一覧

性別	年代	修習期	弁護士経験	前所属 弁護士会	主な経歴	職名
1 女性	30代	54期	6年9か月	第二東京	民間企業（企業内弁護士）、法律事務所	総務部コンプライアンス担当課長兼政策部政策室課長
2 男性	30代	新61期	3年4か月	大阪	法律事務所	総務部コンプライアンス担当課長兼政策部市長室課長
3 男性	30代	新61期	3年4か月	大阪	法律事務所	政策部相談担当課長
4 男性	20代	新64期	3か月	三重	法律事務所	総務部法務課主任兼総務課主任（コンプライアンス担当）
5 女性	30代	新63期	—	—	他市オンブズマン事務局 専門調査員、外資系民間企業	政策部市民相談課主任（法務相談・オンブズマン担当）

* 弁護士経験は平成24年4月1日現在 * 現在は、全員兵庫県弁護士会に所属

地方行政の質的改革

任期付弁護士職員5名は、現在、政策立案・遂行、コンプライアンス体制強化、庁内法務全般、市民法律相談などのさまざまな業務に従事している。

この任期付弁護士職員の採用は、地域主権の確立のためには、地方自治体自らの質的な充実が不可欠であるとの認識に基づいて市長権限で実行した施策である。すなわち、多くの自治体では、行財政改革として、職員の削減や予算の縮小を進めているところである

明石市の紹介

明石市は、東経135度の日本標準時子午線上にあり、子午線の通るまちとして有名である。また、世界一長い吊橋「明石海峡大橋」や淡路島を眼前に臨む雄大な景観が楽しめるほか、瀬戸内海の豊かな漁場で捕れる鯛、タコ、海苔は全国に誇る特産物となっている。

万葉歌人・柿本人麻呂によって多くの歌が詠まれ、世界最古の長編小説とも言われる源氏物語の舞台にもなるなど、風光明媚な歴史あるまちとしても知られている。

東と北は神戸市、西は加古川市、稲美町、播磨町と接する東西に長い地形で、大阪へは約40分弱、東京へは約3時間20分と大都市圏への交通のアクセスも良好である。

現在の人口は約29万人であり、平成14年には特例市に移行し、近年は、「市民幸福度日本一のまち」を目指して、こども・安全・地域という3つのキーワードを軸に、さまざまな施策の展開を図っている。

が、明石市においては、このような消極的な施策にとどまらず、真の行政需要に応えるため、専門的な知識をもった職員の積極的な増員により、地方行政の質的改革を実行しているのである。

そして、そのうちの政策法務力を含む法的な専門的職務を担う人材として任期付弁護士職員を位置付けようとしているのである。

なお、参考までに明石市で採用した任期付弁護士職員の経歴の概要は、「平成24年度採用者一覧」のとおりである。弁護士経験年数などはいずれも平成24年4月1日現在のものである。また、弁護士経験がない1名は、他市のオンブズマン事務局において、専門調査員としての職務経験・実績がある者であることも付言しておく。

任期付弁護士職員の活用による法務力向上の試み

明石市ではこのように5名の任期付弁護士職員を採用して法務力向上を図っているわけであるが、ここで一つ大切なことがある。それは、この採用は任期付弁護士職員が地方自治体における法務的な業務すべてを担い、他の職員は法務的な業務に関与しないというような職務の切り分けを意図したものであるという点である。

地方自治体には、既に法務課などにおいて総合的な法務業務を経験した者や各部署において取り扱う各種法令などに関する知識を有

する者も存在する一方、普段はあまり法務的な業務に携わることがなく、何かあれば法務課などに相談すればよいという程度の認識の職員も多い。本市では、これからの地域主権の時代にすべての職員に力を発揮してもらい、真に市民の皆さまのお役に立つためには、前者・後者いずれの職員にも、さらなる法務力を身につけてもらう必要があると考えている。さらに言えば、これからの地域主権の時代には、地方自治体の自己責任が厳しく問われる時代となるが故に、法務力の欠如が思わぬ重大なリスクを招くとの認識を有しており、そのような事態に陥ることは当該職員にとっても、地方自治体にとっても市民の皆さまにとっても不幸であり、すべての職員の法務力の向上に取り組みたいとの考えを持っている。

現在、任期付弁護士職員と一般の職員は机を並べて一緒に働いており、職員が気軽に任期付弁護士職員に相談できる体制となっている。実際、平成24年4月から同年9月末までの庁内法律相談件数は約140件にものぼっている。これは、職員が法律の専門家である弁護士の相談を気軽に受けられるようにし、これにより法に従った適正な処理を行うことを可能にするという狙いがあるのはもちろんであるが、それだけではない。法律の専門家である弁護士と一緒に協議・検討を行いその見解やそこに至る検討・調査の過程を間近で見ること、法的な観点からまとめられた書面など



社会福祉士、臨床心理士の募集チラシ

に多く触れることなどにより、一般の職員自身も法的なものの方や考え方、書面のまとめ方などを身に付ける機会にしてみようというところを意図しているのだから。そして、任期付弁護士職員にはこのことに十分留意した対応をしてみようというところである。

また、今後は、任期付弁護士職員による地方行政実務に密着した研修なども積極的に進めていく予定であり、これに合わせて自治体法務検定の活用なども検討している。

現在の厳しい経済情勢などからすると、限られた人員で質の高い業務を行うということ、このような一人ひとりの職員の能力向上はこれからの時代にますます重要になってくるものと考えている。

市民の皆さまへの責任を果たす

今日のような非常に厳しい経済情勢の下では、特に子どもや高齢者といった弱い立場にある方、声を上げられない方の目線に立った施策を展開していくことが欠かせない。社会が余裕を失っているときこそ、行政が社会のセーフティーネットとして有効に機能する必要があるのである。そして、現在のような地域主権の時代が到来している状況にあつては、地方自治体にもその役割を果たすことが今まで以上に強く求められている。

このような観点から、明石市では、任期付弁護士職員を採用した今年度(平成24年度)より、ご病気や高齢であるなどの理由で外出が困難な市民の方に対して、自宅・病院・施設を問わず、本人の枕元にまで任期付弁護士職員が訪問して法律相談を行い、必要があれば生活保護などの各種行政サービスにもつなぐという新しい取り組みを開始している。

また、任期付弁護士職員は、一般職員とともに真に市民の皆さまのためになる基礎自治体の在り方、具体的には国・県からの市への権限移譲など、まちの大枠を形成するための重要な施策の企画・検討立案も担っている。

さらに、明石市では今後も犯罪被害者支援や近年特に深刻さを増している虐待やいじめの防止といったさまざまな問題への対応策として、条例の制定や施策等についても任期付弁護士職員をはじめとする職員に市民目線で積極的に取り組んでもらう予定でもある。

さらなる挑戦へ

人口約29万人の特例市である明石市におけるこの新しい取り組みは、まだ始まったばかりである。

平成25年度からは福祉と心のケアの分野を強化するために社会福祉士3名と臨床心理士2名を採用する予定で、日本社会福祉士会および日本臨床心理士会の全面協力のもと、日本社会福祉士会の全会員約3万7000名および日本臨床心理士会の全会員約1万8000名に対して職員募集要項を送付しており、現在募集中である。今後も弁護士に限らず、専門職の割合を増やしていく予定で、既に活躍している任期付弁護士職員や一般職員とも力を合わせて市民の皆さまのためにしっかりと働いてもらいたいと考えている。

このように地方自治体の内部に弁護士が位置付けて業務を行うということは、先に述べたとおり地域主権を促進するものであり、新しい地方自治、新しい日本を作り上げていくものであると確信している。

第13章

兵庫県明石市における弁護士採用・活用の取り組み

泉 房穂

1 はじめに

平成24年度、明石市では、5人の弁護士を市の任期付職員として採用した。この採用は、地域主権の確立のためには、地方自治体自らの質的な充実が不可欠であるとの認識から市長権限で断行した施策であり、選挙の際に掲げた「市民目線での市役所改革」「民間の積極登用」の具体化である。

地方自治体における弁護士採用の取り組みは、全国的には例はあるものの、一気に5人もの弁護士を採用するのは、全国初の試みであり、各方面において非常にインパクトの強い事柄として受け止められ、画期的・先駆的な取り組みであるとの評価もいただいているところである。

本稿では、この明石市における弁護士採用・活用の試みについて、平成23年5月1日より、明石市長として市政執行の任にあたっている当事者として、その背景・意図を明確にし、今後の他の地方自治体における弁護士採用・活用にも役立てていただきたいと考えている（なお、本稿に記した任期付職員弁護士の活用実績は、平成24年8月末日現在の状況すなわち採用後5カ月間の実績となっている）。

2 任期付職員弁護士採用の背景

私は、自身の弁護士経験や衆議院議員としての経験から、弁護士の専門性と公性は地方自治体で活かすことができると考えていた。これに加えて、市長就任直後から、明石市において、職員の住居手当や特殊勤務手当の不正受給などの不祥事が相次いで発覚して市民の皆様の市政に対する信頼を損ないかねない状況が生じていることに強い危機感をもち、組織の襟を正すためにもコンプライアンスの強化が喫緊の課題であるとの危機感をもっていた。

そして、組織の襟を正し、市民の皆さまの信頼を回復するためには、外部の弁護士の先生方のご協力をいただくことはもちろんのこと、さらに一歩進んで、市の組織内に弁護士が常勤職員として職務にあたる体制を早急に構築することが非常に重要であると考えた。

また、5において詳述するとおり、市長として市政執行の任に当たるなかで、このように組織の襟を正すことのほかにも、より一層市民に寄り添った対応を行うこと、不当要求等を行う悪質なクレーマーから職員を守ること、効果的な法的措置等をとることにより効果的に仕事を進めること、条例・施策・政策づくりに法的側面から関与することでまちの未来を創ることの重要性を改めて実感するに至り、これらを実現するためには市の職員として弁護士が位置づくことが非常に効果的であると考えた。なお、このたびの任期付職員弁護士採用についての任期は最長5年と比較的長期間の任期を設定している。

以上が、このたびの任期付職員弁護士採用の背景である。

3 任期付職員弁護士の採用過程

地方自治体における任期付職員弁護士の採用に関しては、募集しても応募者が1人もいないというような状況もあると聞くが、明石市においては2人の募集に対して、22人の応募があり、最終的には5人（男性3人、女性2人）を採用するに至っている。

ここでは、その採用過程について具体的に述べたい。

まず、あらかじめ市の人事課と十分な協議を行ったうえで、兵庫県弁護士会、大阪弁護士会および日弁連とさまざまな意見交換を行い、広報面でのご支援もいただいて募集を実施した。明石市として、各会から賜ったこのような多大なご協力・ご支援に対して非常に感謝している。

なお、当初より2人という複数名の採用を予定していたのは、弁護士が組織内で有効に機能するためには複数名が在籍することが望ましいと考えたためである。

次に、具体的な選考過程であるが、まずは募集要項を作成して、市側のニーズを明らかにしたうえで、応募者に志望動機や経歴等を記載した書類を提出していただき、応募者全員に対して面接選考を行った。面接選考は、市の職員2人と顧問弁護士1人の計3人が一組となって応募者一人ひとりと面接を行い、その適性を審査した。

その結果、5人について、その能力・実績等から市職員としての適性があり、明石市で大いに活躍が期待できるとの面接結果が上がってきたため、予定を超える5人を採用することとしたものである。

4 採用者の経歴

以上のような採用の背景からもおわかりいただけるとおり、当市における任期付職員弁護士の採用は、いわゆる弁護士の「就職浪人救済策」ではない。

次頁の表で、明石市で採用した任期付職員弁護士の経歴の概要を示しておく。なお、弁護士経験年数等はいずれも平成24年4月1日現在のものである。また、弁護士経験がない1名は、他市のオンブズマン事務局において、専門調査員としての職務経験・実績がある者であることも付言しておく。

5 任期付職員弁護士の具体的な活用

このように明石市では5人の任期付職員弁護士を採用したわけであるが、これらの弁護士については、以下のとおり、①組織の襟を正す、②市民に寄

平成24年度 採用者一覧

	性別	年代	修習期	弁護士経験	前所属 弁護士会	主な経歴	職名
1	女性	30代	54期	6年9カ月	第二東京	民間企業（企業内弁護士）、法律事務所	総務部コンプライアンス担当課長兼政策部政策室課長
2	男性	30代	新61期	3年4カ月	大阪	法律事務所	総務部コンプライアンス担当課長兼政策部市長室課長
3	男性	30代	新61期	3年4カ月	大阪	法律事務所	政策部相談担当課長
4	男性	20代	新64期	3カ月	三重	法律事務所	総務部法務課主任兼総務課主任（コンプライアンス担当）
5	女性	30代	新63期	—	—	他市オンブズマン事務局専門調査員、外資系民間企業	政策部市民相談課主任（法務相談・オンブズマン担当）

* 弁護士経験は平成24年4月1日現在。

* 現在は、全員兵庫県弁護士会に所属。

り添う、③職員を守る、④仕事を進める、⑤まちの未来を作る、の大きく5つの機能を果たすことを期待し、その活用をはかっていきたいと考えている。

(1) 組織の襟を正す

まずひとつ目の「組織の襟を正す」については、「コンプライアンス体制の強化」がキーワードになる。明石市では平成24年度に大規模な組織再編を行ったが、そのひとつとして、コンプライアンス推進係を新たに設置し、コンプライアンス体制の強化を図っている。任期付職員弁護士には、このコンプライアンス体制強化を真に実のあるものにするため、法令等遵守の徹底、市民の信頼回復を積極的に推し進める役割を担っていただく。

具体的には、前述のとおり、私は市長就任直後から市職員の手当の不正受給などの不祥事対応に取り組んできたものであるが、この不祥事に関しては専門的な調査が必要となることから、警察キャリアで非常に実績のある弁護士資格を有する外部の先生に外部調査委員長に就任していただいたところである。この委員長のもとにおいて、このたび採用した任期付職員弁護士に調

査業務にも従事していただいている。

このことのメリットは2つあると考えている。ひとつは調査業務にあたるのが、任期付職員弁護士という常勤の職員であるがゆえに、日常的に市役所内において、緻密な調査に従事できるということである。もうひとつは、一方で任期付職員弁護士は、「身内であって身内ではない」立場にあるがゆえに、「身内に甘い」対応を排除することが可能であり、非常に調査に向いているのである。まとめると、任期付職員弁護士は専門的な知識を有していることはもちろん、弁護士倫理を遵守する立場にあり、また職員として常勤しているため、適正な調査活動をより緻密に日常的にできるという面において、非常に大きな意義があると考えているのである。

また、コンプライアンス体制の強化という観点からは、採用者の1人に、他市のオンブズマン事務局で専門調査員を経験した実績のある方もいるため、その経験を活かしてオンブズマンの担当をしていただいている。明石市においてもオンブズマン制度は存在しているが、オンブズマンの執務時間が週に1回程度であるため、このたび採用した任期付職員弁護士のような常勤で勤務する方に、よりオンブズマン制度を効果的に運用していただくとともに、市の内部から市政の監視や是正するための勧告等を行っていただく仕組みについてもより強化していただき、コンプライアンス体制の強化につなげたいと考えている。

(2) 市民に寄り添う

(ア) 相談体制の充実

次に、2つ目の「市民に寄り添う」とは、つまり「相談体制の充実」である。任期付職員弁護士採用後、高齢者や障がい者などを対象とした「訪問相談」も開始した。これは、ご高齢などの事情により法律相談に出向くことのできない方の枕もとに任期付職員弁護士が直接出向いて行き、法律相談に応じるというものであり、法律相談を受けたくても受けられなかった市民の皆さまのニーズに応えるものである。また、この訪問相談の際に福祉サービスが必要と思われる場合には、市役所の担当部署に連絡をし、担当職員を連れて、再度訪問するというようなことも始めている。上から目線の縦割り1回

きり行政から、市民目線の横断的な継続支援への転換である。

なお、通常法律相談についても、これまでは市役所本庁の1カ所だけでの実施であったのを現在は市内全域の9カ所にまで拡大して実施している。これについては、市民から、困ったときに気軽に相談できるようになったと好評を得ており、今後も、さらなる拡充を図る予定である。

(イ) 相談内容の充実

①交通事故相談

市民相談については、一般相談と交通事故相談、消費者相談に大きく分類できるが、とりわけ交通というテーマに関しては、明石市として、交通安全の強化に全力を挙げて取り組んでいることから、今回の任期付職員弁護士採用を契機として、交通事故が発生したときの被害者により一層親身になった相談体制の構築を図りたいと考えている。

②消費者相談

次に消費者相談であるが、専門性の高い任期付職員弁護士が消費者相談に対応することで、悪徳商法に遭われた方が相談に来た際、即座にクーリングオフの書類を作成して交付できるといったことが最大のメリットであると考えている。特に消費者相談については、被害額よりも弁護士に支払う報酬額の方が高額になることも多く、泣き寝入りの多いテーマであったので、泣き寝入りを回避し、消費者の側に立って毅然とした対応をしていく助けをしたいと考えている。なお、特にこの問題については、市民 vs 市民の構図の対応にはならず、消費者 vs 悪徳業者の構図で発生するものであるため、行政としても一歩踏み込んだ対応が許されると考えている。公性の立場から、立場の弱い高齢者などの一市民につけこむ悪徳業者への対応をしっかりと支援していくことは、悪徳業者の活動そのものを抑止することにもつながるといえる期待もでき、これは市民の期待に沿うものであると考えている。

③DV・虐待相談

最後に、DV虐待関係についてであるが、私は高齢者・障害者・児童虐待・DVの問題は4点セットのテーマであると認識している。これらについては、法的な知識はもちろんのこと、毅然とした対応が重要になるため、実際問題として一般の市職員では対応が難しい。そこで、警察などとの連携も

含めて担当の任期付職員弁護士に責任をもって取り組んでいただくことで、より市民の皆さまに寄り添っていきたいと考えている。

以上、相談内容の充実について述べたが、相談の結果、外部の弁護士による受任が必要と考えられる場合には、弁護士会や法テラスなどにしっかりとつないでいく役割を担っていただくことも重要になると考えている。また、任期付職員弁護士には職員の一員として生活保護などの行政上の制度にも精通していただき、単なる法的アドバイスにとどまらない、真に役立つ幅広い視点からのアドバイスを市民の皆さまに提供していただきたいと考えている。

(3) 職員を守る

次に3つ目の「職員を守る」という役割についてであるが、職員は日常的に紛争・トラブルに巻き込まれるケースが多く、そのような場面に直面した際、必ずしも法的な専門知識をもっているわけではない、また紛争・トラブル対応に慣れていない一般の職員では誤った対応をしてしまう可能性がある。たとえば、市側に責任がないにもかかわらず、あたかも市に責任があるかのような対応をする、逆に市の責任があるにもかかわらず責任がないかのような対応をとるといった事態が生じる可能性があり、その結果、問題をより大きくしてしまうということも生じがちである。

このたび採用した任期付職員弁護士には、紛争等が生じた際、職員にアドバイスをしていただく、場合によっては、職員と弁護士が一緒に対応をする、もしくは弁護士が代わりに対応することにより、初動の誤りを防ぎ、より迅速な紛争・トラブルの解決ができるようになると考えている。

加えて、紛争等とは別の、日常業務におけるクレーマーであったり教育現場でのモンスターペアレントの対応などについて、職員が早期に任期付職員弁護士に相談したり、あるいは任せることによって、職員を当該職員が担当している本来業務に専念できるようにしたいと考えている。そのことが、職員を守ることにつながるだけでなく、市民を守ることにもつながり、また組織としても望ましいことであると考えている。なお、すでに任期付職員弁護士は庁内に身近な存在として溶け込んで、職員が気軽に法的な疑問点を質問したり、意見交換ができる環境ができてきている。

以上まとめると、初動の誤りを防ぐ、職員に自分の業務に専念していただく、弁護士が法的見地から、早期迅速に対応することによって職員を守っていくとともに、市民の皆さまへの対応力も向上させて、組織として期待される機能を果たしていく、ということがポイントであると考えている。

(4) 仕事を進める

次に、4つ目の「仕事を進める」というテーマについては、具体的には税金や保険料等の債権回収や公営住宅の明渡しが重要となってくる。債権回収は初動が大切で、迅速かつ毅然とした対応が求められるところ、一般の職員では先手を打てず、法的手続等について躊躇する場面が多々あった。その部分を、専門知識のある任期付職員弁護士が、支払能力があるにもかかわらず税金や保険料を支払わない者について、すみやかに支払督促や訴訟も含めて毅然とした対応をしていくこととしたいと考えている。

公営住宅の明渡しについても同様で、これまではある程度の猶予を与えるというかたちをとっていたが、悪意のある滞納者については、迅速に明渡訴訟の手続に入ることによって公平性も担保でき、支払いも促すことができる。

また、これまでは顧問弁護士を含めた外部の弁護士に対する訴訟関係の費用が発生していたが、今後は任期付職員弁護士が対応できるため、新たな弁護士費用の負担を伴うことなく、迅速かつ毅然とした対応が可能になるというのは大きなメリットになると考えている。なお、当然のことながら、真にやむをえない事情により滞納状態に陥っている方については、生活保護等の福祉的な手続を丁寧に案内するという業務も平行して行っていただくことになる。

加えて、次の「まちの未来をつくる」という役割とも関わってくるが、法的な専門知識に基づく検討を要するテーマについて、任期付職員弁護士が職員とともに検討することにより、迅速に条例化を進めたり、施策への反映ができるということが、「仕事が進む」ということにつながると考えている。

(5) まちの未来をつくる

最後の「まちの未来をつくる」というのは、条例・施策・政策づくりへの

関与である。判例などで判断が分かれているテーマについて、いわゆる上乘せ条例や横だし条例などの検討や制定の必要になってくるが、そうしたときに任期付職員弁護士に能力を発揮していただきたいと考えている。たとえば、私は平成23年3月の明石市議会において、片方の性の市議会議員数を全体の3割以上にするという「明石市議会男女共同参画条例」を提案した。結果的には否決されたが、任期付職員弁護士には法律的な側面から、その実現に向けた検討をしていただきたいと考えている。選挙で3割以上女性が選出されるようにする、ということは世界的にみれば30以上の国で導入されているものであり、決して珍しいものではない。隣国の韓国でも導入しており、日本でできないはずがない。私自身は、これについて大学生の頃から「当然しなければならないこと」「いつできるのか」と考えていたところであり、市長になった今、この明石市から日本初の条例を制定したいと考えており、その実現に向けた検討をお願いしているところである。

さらに、昨今特に深刻さを増している学校におけるいじめ問題に対応する「いじめ防止条例」、増加する空き家問題に対応する「空き家条例」、高齢者、子ども、夫婦間のDVなどのさまざまな態様の虐待問題に対応する「総合虐待防止条例」などの条例の制定についても検討を開始したところである。この他にも、特に子どもや高齢者といった弱い立場にある方、声を上げられない方の目線に立った施策を展開していくことにより、行政としての責任を果たし、明石市をより市民が安心して暮らせるまちにしていきたいと考えている。

このように、任期付職員弁護士には法律相談にとどまらず、条例づくりはもちろん国・県からの市への権限移譲など、まちの大枠をかたちづくるための重要な役割を担っていただきたいと考えている。

6 おわりに

地方自治体の内部に弁護士が席を置いて弁護士業務を行うということは、昨今非常に重要性の増している地方自治を促進するものであり、新しい地方自治、新しい日本を作り上げていくものであると確信している。

第Ⅲ部 制度論

人口約29万人の特例市である明石市におけるこの新しい取り組みは、まだ始まったばかりである。今後は兵庫県弁護士会、大阪弁護士会といった近隣の弁護士会との連携はもとより、日弁連との連携もより一層強化し、任期付職員弁護士のみなさんとも志をひとつにして、この新しい流れを確かなものにしていきたい。



明石市役所

〒673-8686
兵庫県明石市中崎1丁目5番1号 TEL912-1111

市政へのご意見・ご要望は…



[市民相談課] TEL918-5050
受付時間/8:55~17:40
(土曜、日曜、休日と年末年始を除く)

休日・夜間の救急医療は…



[消防本部] TEL921-0119 FAX927-0119
[夜間休日応急診療所] TEL937-8499
[休日歯科急病センター] TEL918-5664

「いじめ総合相談窓口」開設 専門職員がチームで対応

いじめ相談の受け皿をさらに広げるため、教育委員会の取り組みに加えて、市の総合的な相談窓口である市民相談課内に新たに「いじめ総合相談窓口」を開設しました。

相談内容や状況に応じて、「臨床心理士」「社会福祉士」「弁護士」など専門資格を持つ職員が連携して対応することで、いじめ問題の早期解決を図ります。

いじめは許さない!

心のケアを担当

児童生徒支援課 主任スクールカウンセラー

いしだ みほ
石田 三保 (臨床心理士)

三重県内の小中学校や高校でスクールカウンセラーとして勤務。巡回訪問など学校と連携しながら心のケアにあたる。



より良い関係づくり

児童生徒支援課 主任スクールソーシャルワーカー

あおき
青木 かおり (社会福祉士)

大阪府内の地域包括支援センターなどを経て現職。地域や学校と情報共有し、顔が見える関係づくりを目指す。



法的なアドバイスも

政策室課長

ますだ あきこ
益田 明子 (弁護士)

約7年間の弁護士経験を経て、昨年4月に東京から明石へ。法律の専門知識や経験を生かし各業務に携わる。



学校とのパイプ役に

児童生徒支援課 教育相談員

かみおが さなえ
神岡 早苗 (教員OB)

幼稚園教諭29年・園長11年、うち8年は幼児教育相談も経験し現職。現在は「教育相談(下記)」を担当。



いじめ根絶を目指す教育委員会の取り組み

“いじめストップあかし”や各種相談も

教育委員会では、いじめの根絶を目指して、学校や家庭、地域と連携した取り組みや、小中学生対象の「いじめストップあかし こども会議」などのほか、教育相談も実施しています。

■教育相談 (いじめ、不登校、非行問題、親子関係、子育て全般)

078-918-5410 ※電話か面接による相談

青少年育成センター (教育委員会事務局児童生徒支援課内)

月曜～金曜日 (休日・年末年始除く) 午前9時～午後7時

※上記時間内の主に午後の3～5時間、臨床心理士による専門相談を実施。

詳しくは同センターへお問い合わせください。

いじめかな?と思ったら

本人・保護者、どなたからでも

まずは情報をお寄せください

078-918-5253

受付時間 月曜～金曜日 (休日・年末年始除く)

午前9時～午後5時 ※匿名でも可

電話受け付けからの流れ

①まずは、上記の専用電話にお電話ください。



②市民相談課職員が対応し、→ 情報提供(匿名など) 状況に応じて教育委員会などにつながります。



相談(当事者など)

来所による相談や、状況に応じて教育委員会などにつながりほか、希望者には専門職員などが希望する場所に訪問し、相談に応じます。

専用電話 きょうから受け付け

市の人口と世帯数

平成25年(2013年)5月1日現在
※()内は前月比



合計人口/290,770人(+421人)
男性/141,107人(+242人) 女性/149,663人(+179人)



世帯総数/119,327世帯(+354世帯)

市域

49.25km²

2・3面

専門職員が市民の皆さんを多方面からサポート
公認会計士など新たな専門職員を募集

専門職員が市民の皆さま

市では、さまざまな分野の専門資格を持つ職員を採用し、市民の皆さんへのサービスを充実させていきます。

今年4月からは、昨年採用した弁護士資格を持つ職員5人に加え、社会福祉士と臨床心理士資格を持つ職員を新たに7人採用し、子育て支援のほか障害者や高齢者施策の充実を図るなど、多方面から市民の皆さんをサポートする取り組みを進めています。

訪問相談

気軽に利用しやすく

職員が皆さんのご自宅へ「福祉」「こころのケア」相談にも対応

法律相談も

高齢や心身の障害などのために、市役所や市民センターに来所することが困難な人を対象に、自宅など希望する場所での「訪問相談」を実施しています。

相談内容も従来の法律問題に加えて、今年4月に採用した社会福祉士、臨床心理士を活用し、さまざまな相談にも応じます。

私たちがお伺いします。

被災者支援を経験
小さな悩み事も
まずはお聞かせ
ください

訪問相談をご利用ください

相談内容

- 高齢者・障害者福祉など福祉に関すること全般
- こころのケアや悩みに関すること全般
- 相続、遺言、成年後見、財産管理など法律問題全般

相談時間／60分程度(執務時間内)

対象／高齢や心身の障害のため、市役所や市民センターへ来所することが困難な市内に在住の人など。内容に応じ必要と判断した場合は、訪問日時を調整し相談を行います。

申し込み／月曜から金曜日(休日・年末年始除く)の午前9時～午後5時に市民相談課(TEL 918-5002)で電話受け付け。家族などからの申し込みも可能。



障害福祉課障害者支援担当係長
かわうち としこ
河内 敏子
(社会福祉士)

東京の在宅介護支援センターなどで相談業務のほか、センター長などを歴任。幅広い障害者などへの支援業務を担う。



発達支援課相談支援担当係長
(ゆりかご園担当)
のざき さゆり
野崎 小百合
(臨床心理士)

阪神淡路大震災での被災者支援や県教育委員会での教職員の職場への復職支援などを経て現職。相談や発達支援のサポートを担う。

経験豊富な専門職員が連携し、皆さんのために伺います



総務課コンプライアンス担当課長
おぎの たいぞう
荻野 泰三
(弁護士)

法律事務所での弁護士経験を経て昨年5月入庁。法律の専門知識や経験を生かして各業務に携わる。

好評の無料専門相談より幅広く

市民の皆さんが気軽に専門家に相談し、迅速で適切なアドバイスを受けることで問題の解決につながるよう、さまざまな無料専門相談を実施しています。

昨年から出張・訪問法律相談を実施

以前から利用者の多い弁護士による無料法律相談は、新たに配置した弁護士資格を持つ職員による「出張法律相談」や「訪問法律相談」を昨年6月から実施し、相談時間や回数などを大幅に拡充。利用者からは「無料でありがたい」「身近に相談する機会が増えるのは助かる」といった声をいただき、大変好評を得ています。

福祉なども含めた総合相談へ

一方で、利用者には高齢者や障害者の人が多く、福祉や心のケアなどの必要性を感じていました。このたび、それらを担う社会福祉士や臨床心理士が加わることで、専門資格を持つ職員の連携による総合的で専門性の高い相談が可能になりました。

市民の皆さんには、ぜひお気軽にご利用いただければと考えております。



政策部次長兼市民相談課長
ふじもと いちろう
藤本 一郎

市民センター(大久保・魚住・二見)で「出張法律相談」

市民の皆さんが市役所に来なくても法律相談を利用いただけるよう、大久保、魚住、二見の各市民センターで弁護士資格を持つ職員が出張法律相談を行っています。

相談内容／金銭貸借、不動産・法律問題全般 相談時間／1人30分以内 対象／市内在住・在勤の人 定員／各相談日も6人 申し込み／毎月1日(閉庁日の場合は次の開庁日)午前8時55分から、その月の実施分の予約を市民相談課(TEL 918-5002)で先着順に電話受け付け

■出張法律相談 日程(6月～8月分)

	大久保 市民センター	魚住 市民センター	二見 市民センター
6月	6/10	6/17	6/24
7月	7/8	-	7/22
8月	8/12	8/19	8/26

人を多方面からサポート

発達支援、高齢者・障害者福祉の分野も体制強化

臨床心理士と社会福祉士資格を持つ職員は他にも市のさまざまな分野の職場に配置され、市民の皆さんへのサービス向上に取り組んでいます。



人物重視

新たな採用試験でより良い人材を確保

新たに6月にも採用試験を実施
例年7月下旬に行う大卒事務職などの職員採用試験(※)に加えて、県や神戸市の1次試験と同日(6月30日)に新たな採用試験を行います。

人物重視の試験内容

1次試験はエントリーシート作成のみ。教養や専門試験がない、より人物重視の試験です。対象は「昨年度と今年度卒業の大学生や大学院生など」。受験資格など詳しくは市ホームページをご覧ください。

事務職・土木職【来年4月採用予定】

募集職種・人数／事務職=15人程度
土木職=5人程度
試験日／1次試験(エントリーシート作成のみ)、6月30日(日) ※2次・3次試験は7月下旬以降にそれぞれの合格者のみに実施

申し込み／市ホームページに掲載するほか、市役所(本庁舎4階)や各市民センターなどで配布する募集要項で詳細を確認の上、5月28日(火)～6月14日(金)に人事課(TEL 918-5006 千673-8686 中崎1-5-1)で直接受け付け(遠方に限り郵送も可、13日必着)

※7月下旬実施の従来どおりの採用試験は、7月1日号の広報あかしなどでお知らせする予定です。



発達支援課相談支援担当係長
(発達支援センター担当)

木股 真理子
(臨床心理士)

広島市や兵庫県での心理専門職などを経て現職。相談業務のほか、保護者と学校とのパイプ役などを担う。

発達支援
広島市や兵庫県での経験をふまえ、より良い支援を一緒に考えます

発達支援

子どもなどの発達が気になる、不安のある人は

市立発達支援センター
(ふれあいプラザあかし西内)
TEL 078-945-0290

神戸市や兵庫県の現場で活躍 生きとじた老後を過ごすお手伝いをします



福祉総務課係長
(市社会福祉協議会地域包括支援センター地域担当係長)

みややす まさこ
宮安 正子
(社会福祉士)

神戸市地域包括支援センターや県社会福祉士会などを経て現職。高齢者の総合的な相談支援などを行う。

高齢者・障害者福祉

障害者の幅広い相談に対応
基幹相談支援センター
(市役所1階)
TEL 078-918-5252

24時間365日対応
障害のある人への虐待の通報は
障害者虐待防止センター
(市役所1階)
TEL 078-918-5245

福祉畑25年 現場第一、地域に入り込んで障害者を支えます



福祉総務課係長
(市社会福祉協議会障がい者相談支援係長兼基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センターセンター長)

橋田 浩
(社会福祉士)

県社会福祉事業団で障害者の各種施設を中心に25年勤務。障害者の総合的な相談支援などを行う。

今年10月採用予定 公認会計士・天文職 募集

より一層の市民サービス向上を目指し、新たに専門性の高い任期付職員(公認会計士、天文職)を募集します。受験資格など詳しくは市ホームページをご覧ください。

▶公認会計士～監査や指導監督を強化～

経験や能力を生かし、市内部の監査体制や社会福祉法人などへの指導監督の業務などを担います。

募集職種・人数／公認会計士=2人程度 **任期**／5年 **試験日**／個人面接試験、7月13日(土)または14日(日)

申し込み／市ホームページに掲載するほか、市役所(本庁舎4階)や各市民センターなどで配布する募集要項で詳細を確認の上、6月3日(月)～28日(金)に人事課(TEL 918-5006 千673-8686 中崎1-5-1)で直接受け付け(遠方に限り郵送も可、28日必着)



▶天文職～天文科学館の魅力アップ～

専門知識を活用し、天文科学館の魅力をさらに高めるための取り組みを担います。

募集職種・人数／天文職=1人 **任期**／5年 **試験日**／個人面接・専門記述試験、7月20日(土)



1800人体制を目指す

市では、厳しい財政状況を受け、全庁を挙げて総人件費の削減に取り組んできました。その結果、10年前と比べ、正規職員数を約500人削減し約2000人に、給料や手当などの水準も約11%引き下げたことなどにより、総人件費は約236億円から204億円まで減少しました。さらに現在、10年後を目途に1800人体制の検討も行っています。

職員の「質的改革」の取り組み

こうした中、職員には、少数精鋭にふさわしい意欲、能力の向上や本格的な地域主権時代の到来に対応していくための質的改革が求められています。そのため、新たに高度な専門職として公認会計士の任期付採用を行うほか、他市に先駆けた人物重視の職員採用試験で、新たな挑戦として県や神戸市と同日に試験を実施します。

意欲ある職員を応援

また、意欲ある職員が一層頑張れるよう、管理職への査定制度(ボーナスや昇給)の導入、職員表彰制度や政策立案プロジェクトチームの設置など、多様な取り組みも行いたいと考えています。頼れる市役所を目指し、まずは私たちが率先してチャレンジ精神を発揮し、改革に取り組んでまいります。



職員改革担当部長
みやわき としお
宮脇 俊夫

頼れる市役所を目指し 職員改革を実行

泉房穂・兵庫県明石市長

市民への訪問、いじめの相談窓口 専門職を積極採用し行政の質向上

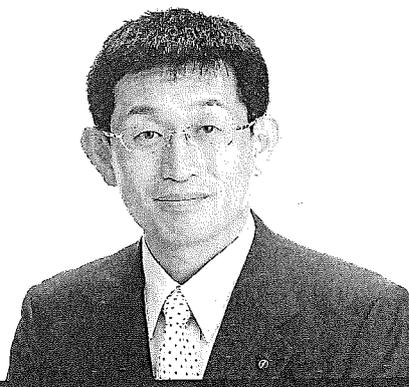
発

信

明石市は、平成24（2012）年度に弁護士を一举に5人、25（13）年度に臨床心理士3人、社会福祉士4人をそれぞれ任期付き職員として採用した。そのほか、公認会計士の採用も予定しており、専門職の活用を積極的に進めている。

今日のような地域主権の時代にあつては、地方自治体は、自己責

る。財政が厳しい状況の中で多くの自治体では、行財政改革として、職員の削減や予算の縮小を進めている。しかし、明石市では、このような消極的な施策にとどまらず、専門職の積極的な活用により、真の行政需要に応えるための地方行政の質的改革を実行しているのである。



○いずみ・ふさほ
1963年明石市生まれ。東京大学教育学部卒。NHKディレクター、弁護士活動を経て、03年衆院議員となり、犯罪被害者基本法や高齢者虐待防止法の立法化を担当。11年市長就任。現在1期目。

●兵庫県明石市
東経135度の日本標準時子午線上にある。世界一長い吊り橋「明石海峡大橋」や淡路島を眼前に望む雄大な景観が楽しめる。タイ、タコ、ノリが特産物。源氏物語の舞台としても有名な歴史あるまち。人口約29万人。「市民幸福度日本一のまち」を目指して、こども・安全・地域という三つのキーワードを軸に施策を展開している。

任を伴う自己決定を日々迫られており、専門的知識や主体的判断能力が必要不可欠になってきている。

また、平成25年度から専門職と一般行政職との積極的な連携（チームアプローチ）により、次のようなサービスを提供するほか、児童虐待や犯罪被害者への対応などさまざまな課題への取り組みもさらに進めていく予定である。

このように専門職を活用することで、困難な時代における市民の期待により一層応える行政を実現していきたいと考えている。

- ①総合訪問相談の実施
専門職と一般行政職がチームを組んで、市民の自宅や病院の枕元

Clinical Symposium

臨床シンポジウム——近接領域との対話

第3回

地方自治体における臨床心理士の役割

泉 房穂 (明石市長・弁護士・社会福祉士)

I 明石市における専門職採用

明石市では、平成24(2012)年度に弁護士を一挙に5名、平成25(2013)年度に臨床心理士3名および社会福祉士4名をそれぞれ任期付職員として採用した。なお、弁護士は応募総数22名、臨床心理士は応募総数49名、社会福祉士は応募総数86名といういずれも多数の応募者の中から採用したものである。

II 専門職採用の背景

かつての中央集権の時代においては、地方自治体は、中央からの指示を待っていれば足り、従順さや忠実さが美德とされ、行政運営のあり方は前例主義や横並び主義が機能していた。ところが、今日のような地域主権の時代になると、地方自治体は、自己責任を伴う自己決定を日々迫られるようになり、これに伴って、地方自治体には専門的知識や主体的判断能力が必要不可欠になってきている。そして、実際に地方行政に携わる地方自治体の職員には、このような地域主権を体現するための高い能力が要求されるようになってきているのである。

さらに現在は、いじめ・児童虐待など行政の関与が求められるさまざまな問題が複雑化・深刻化し、さまざまな専門的知識が必要不可欠になって

きている。

このように、地方自治体において専門的知識を有する人材が求められるようになってきている一方、地方自治体の内部にはこのような要請に応えられる十分な人材が必ずしもいるわけではない。

そこで、明石市では、弁護士、臨床心理士、社会福祉士といった専門職を上記のとおり職員として採用するに至ったものである。なお、明石市では、さらに公認会計士の募集・採用も予定しており、専門職のさらなる活用を積極的に進めている。

多くの自治体では、行財政改革として、職員の削減や予算の縮少を進めているところであるが、明石市においては、このような消極的な施策にとどまらず、専門的知識をもった職員の積極的な増員により、真の行政需要に応えるための地方行政の質的改革を実行しているのである。

III 臨床心理士の担当業務

このようにして採用された臨床心理士3名(いずれも係長級)は、①スクールカウンセラー(教育現場にて)、②発達障害者支援(明石市立の発達支援センターにて)、③子ども療育相談(明石市立の肢体不自由児通所施設にて)、④子ども養育相談(離婚に際しての子どものケア、面会交流のアレンジなど)、⑤犯罪被害者支援(明石市の

条例に基づく総合的支援のひとつとして)、⑥市職員を含む市民のメンタルヘルスケア(心のケア相談)、⑦その他の心理支援といった業務を担当している。

IV 関係職種との積極的な連携

明石市においては、さらに平成25年度から専門職と一般行政職との積極的な連携(チームアプローチ)により、専門的で総合的な支援を求めている社会の要請に応えるべく、次のようなサービスを提供する。

1 総合訪問相談の実施

臨床心理士、社会福祉士、弁護士および一般行政職がチームを組んで、市民の自宅や病院の枕元などを訪問し、総合的な相談援助を行う。

なお、明石市では、弁護士職員を採用した平成24年度より、病気や高齢であるなどの理由で外出が困難な市民に対して、自宅・病院・施設を問わず、本人の枕元にまで任期付弁護士職員が訪問して法律相談を行い、必要があれば生活保護などの各種行政サービスにもつなぐという取り組みを開始していたが、この総合訪問相談はこれをさらに市民のニーズに合うように発展させたものである。

2 いじめ総合相談窓口の創設

いじめ相談に特化した常設の特設電話を開設し、臨床心理士がスクールカウンセラーとして、社会福祉士がスクールソーシャルワーカーとして、弁護士がスクールロイヤーとして、教職員相談員がスクールアドバイザーとして、相互に連携しながら、総合的かつ臨機応変に対応を行う。

この相談体制のポイントは、①専門性を有する、②常勤の、③市長部局に属する職員が、④市役所の中のみならず、自ら市民のもとを訪問して相談を受ける、というところにある。

そして、この相談体制の狙いは、いじめ問題の解決にあたっては教育委員会と対立・緊張関係に立つ場合もありうることから、市長部局に属する

者が相談を受けることで相談窓口としての機能をより高めること、さらには行政が専門的知識を背景に、個別救済をも効果的に実現していくというところにある。

V 臨床心理士の執務環境

現在、臨床心理士を含む専門職職員は、いずれも一般行政職の職員と机を並べて一緒に働いており、職員が気軽に専門職職員に相談できる体制となっている。これは、臨床心理士自らが心理専門職として自らの専門性を活かした業務処理を行うことは当然であるが、心理専門職である臨床心理士と一緒にさまざまなケースについて協議・検討を行い、その見解やそこに至る検討・対応の過程を間近で見ることにより、一般の行政職員も心のケアなどに関する考え方や悩みを抱える市民の方へのより効果的な接し方などを身に付ける機会にするということも期待しているのである。また、臨床心理士による地方行政実務に密着した研修なども積極的に行ってもらう予定である。

このように、このたび採用した臨床心理士職員には、その専門性を発揮するとともに、一般行政職の能力向上にも寄与する働きを期待している。

VI 市民への責任を果たす

今日のような非常に厳しい経済情勢の下では、特に子どもや高齢者といった弱い立場にある方、声を上げられない方の目線に立った施策を展開していくことが欠かせない。社会が余裕を失っているときこそ、行政が社会のセーフティネットとして有効に機能する必要があるのである。そして、現在のような地域主権の時代が到来している状況にあっては、地方自治体にもその役割を果たすことが今まで以上に強く求められている。

このような観点から、明石市では、専門職職員にそれぞれの専門性を活かしながら、一般行政職とも有機的に連携し合って業務を行ってもらうことにより、より一層市民の期待に応えられる行政を実現していきたいと考えている。

明石市長泉房穂様の論文を拝読して

奥村茉莉子

(日本臨床心理士会専務理事)

弁護士でもあり社会福祉士でもあられる泉房穂明石市長よりの「地方自治体における臨床心理士の役割」を拝読いたしまして、政令都市の市長というお立場において、市民生活の安寧を図る責任を真正面から担おうとされている気迫を、ありありと感じさせていただいております。

心理職が都道府県レベルの自治体で雇用されてきた歴史はすでに半世紀以上にわたります。心理職は、大きい組織のなかでは通常、領域ごとの縦割りの配置において、保健医療では病院内各部署あるいは精神保健センター、福祉では児童相談所・児童養護施設・女性センターなど、役割の定まった機関に配属されます。これらの機関は、利用する市民へのサービスも、原則としてすでに用意されているメニューがあり、心理職はそのなかで役割を担うという形が、多くの職場での業務の既成概念となっているように見えます。心理職はその枠のなかで、心理査定、心理相談、心理療法などを行う職種として配置されてきたのが通例です。そこではこれらの業務の一つ一つの質は問われつつも、背景にある市民ニーズと組織制度内の役割との間で、矛盾する葛藤を経験することもあります。

泉市長の構想では、「地域主権の時代になると、地方自治体は自己責任を伴う自己決定を日々迫られるようになり、これに伴って地方自治体には専門的知識や主体的判断能力が必要不可欠に」なってきたことを受けて、「行政の質的改革を実行」するために専門職を採用したとのことでした。

臨床心理士が担当する課題が複数挙げられておりますが、なかでも、いじめ総合相談窓口の創設においては、「いじめ問題の解決にあたっては教育委員会と対立・緊張関係に立つ場合もありうる」

ことに言及され、市長部局に属する者が相談を受ける体制を作られました。また、子ども養育相談として、離婚に際しての子どものケア、面会交流のアレンジという、臨床心理士にとってはこれまで携わることの少なかった仕事を、司法部門の仕事としてではなく市民が離婚を届けるところからかわる行政の仕事として担うという、新しい発想を提起されました。この問題は子どもの養育相談に含まれる、ご家族のこころの問題も含め、複雑で深刻な、そして子どもの未来にわたって責任のある仕事と思われまます。

心理職の専門性とは、マニュアル通りの技術を行使用するのではなく、人々のニーズに直接向き合いつつ、問題が含むと思われる錯綜する事柄を総合的に判断し、関係する人々がそれぞれに考えられるように創造的な取り組みを誠実に行うことにあり、そのような役割期待が明示されている明石市の実践として受け止めさせていただきました。このご提示はまさに、臨床心理士の実践力の如何を問うような試練のハードルを置いていただいたこととして、緊張感をもちつつ感謝したいと思います。

7月12日(金)

平成25年(2013年)

第3697号

週刊・金曜日発行

自治日報



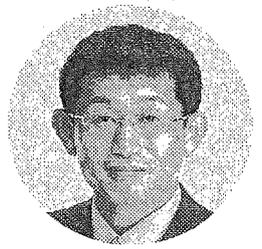
明石市では、平成二四年度に弁護士を一挙に五名、平成二五年度に臨床心理士三名および社会福祉士四名の計二名をそれぞれ任期付職員として採用したほか、公認会計士二名(任期付職員)の採用も予定しており、専門職の活用を積極的に進めている。

明石市がこのように専門職の積極活用を進めているのは、地方行政の質的改善および市民サービス拡充のためである。

すなわち、今日の日本の社会は、地域主権の時代に移行してきており、地方自治体は、自己責任を伴う自己決定を日々迫られ、その中で専門的知識や主体的判断能力が必要不可欠になってきており、専門的知識を有する職員がこれまで以上に必要になってきている。

さらに現在、いじめ・児童虐待など行政の関与が求められる様々な問題が複雑化・深刻化してきており、このような問題に的確に対応していくためにも様々な専門的知識が必要不可欠になってきている。

そこで、これらの専門性を要する業務を担う人材を外から確保する必要



明石市長 泉 房 穂

が生じてきているのである。

もとより明石市においても多くの他の自治体と同様に職員の削減や予算の縮小といった財政改革を進めているところであるが、明石市ではこのような消極的な施策にとどまらず、専門職

明石市が専門職を活用する理由

の積極的な活用により、真の行政需要にこたえるための地方行政の質的改善を実行しているところなのである。

明石市においては、平成二五年度から専門職と一般行政職との積極的な連携(チームアプローチ)により、以下のような新たな市民サービスの提供を行っている。

まず、近年深刻化しているいじめ問題に対応するため、市長事務部にいじめ相談に特化した相談窓口を新設し、「いじめ総合相談」を開始した。

これは、臨床心理士職員がスクールカウンセラー、社会福祉士職員がスクー

ルソーシャルワーカー、弁護士職員がスクールロイヤーとして、また教員OB職員がスクールアドバイザーとして、いじめ問題に関して相互に連携しながら総合的かつ臨機応変な対応を行うものである。いじめ問題に関しては、教育委員会といじめに悩むことなどが緊張関係に立つ事案もあつちうることから、教育委員会のみならず市長事務部にも相談窓口を設置することによってそのような事案にも対応できるようにし、また相談の受け皿を増やすことで、よりこどもやその保護者等からのSOSを受け止めやすく、そして問題

専門性をより業務に活かし、また専門職員間の連携による相乗効果を高めることで一層市民のニーズに添っていくため、日頃から緊密な協力関係を築いているほか、定期的に協議を行う等により連携強化を図っている。

これらの専門職員を活用した取組みは、市民からも大変好評であり、明石市では、児童虐待や犯罪被害者への対応等、様々な課題への専門職員によるさらなる取組みも引き続き積極的に進め、専門職職員の知見を制度設計等へ活かすことにしている。

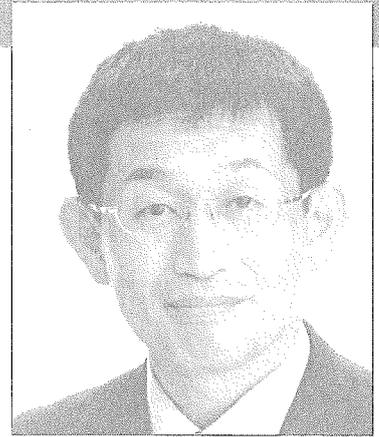
なお、採用を予定している公認会計士については、公営企業や財政援助団体(社会福祉法人等)等の監査業務のほか行政改革の手法検討や経営視点による財務書類の分析等の業務を担当してもらう予定である。

今日のような厳しい社会情勢の下では、特に子どもや高齢者といった弱い立場にある方、声を上げられない方の目線に立った施策を展開していくことが欠かせない。社会が余裕を失っていき、行政が社会のセーフティネットとして有効に機能する必要がある。明石市は、専門職職員の活用により、このような困難な時代における市民の期待により一層応える行政を実現していきたいと考えている。

Essay ★★★

一人ひとりにあわせた 専門的で継続的な支援を その人が暮らす地域で

兵庫県明石市長・弁護士・社会福祉士 泉 房穂



発達障害者支援は、私が長年使命感をもって取り組んできたテーマの1つである。かつて衆議院議員であった時代に発達障害者支援法の立法化にも携わったが、明石市長となった今、それに対する責任や思い入れは、より一層高まっている。

支援法の策定当時は、発達障害の「早期発見」の重要性が注目されていたが、私は「早期総合支援」の必要性を訴え続けてきた。診断や一時的な支援にとどまらず、支援を必要とするすべての人に対して、その人がいま必要としている支援を、その人にとってもっとも身近な地域において、継続的、多面的に行うことが必要であり、それは民間や国、県などではなく、市町村の責任において行われるべきものである、と私は考えている。

明石市では、平成21年4月に市直営の発達支援センターを設立した。さらにこの発達支援センターと療育施設の運営を一元化するため、発達支援課を新設し、障害者支援や療育体制の充実を図っている。発達支援センターでは、乳幼児期から成人期まで幅広い年齢層の方を対象に、教育・保健・福祉が連携しながら、ライフステージに合わせた継続的な相談支援を行っている。こうした市立の発達支援センターは、政令市以外では全国的にも例が少ないのが現状である。

さらに、明石市では支援の質の向上を目的として、平成24年度に弁護士を5名、平成25年度には社会福祉士4名、臨床心理士3名を、それぞれ常勤の任期付職員として採用し、そのうち臨床心理士2名を発達支援課に配属した。これら専門職の採用に至った背景には、支援を必要とする人の抱える困難さが、今日ますます多様化・複雑化している現状があり、一人ひとり個別の状態に即した支援を行うためには、高度な専門的知識が不可欠なためである。これら専門職と一般行政職との積極的なチームアプローチにより、外出困難な方に対しての総合訪問相談やいじめ問題への対応を開始しており、「窓口で待つ」支援ではなく「自ら市民の元に出向く」支援をさらに充実させていきたいと考えている。

今後の課題としては、関係機関との連携の拡充があげられる。すでに民間団体との共催で啓発研修やフォーラムを開催しており、今後さらに県や民間の支援機関と緊密なネットワークを築き、より多方面から市民を援助していくことを目指している。

このように、市民に最も身近な市町村こそ、一人ひとりの要望に合わせたきめ細やかで質の高い相談支援を行う責任があると考えており、このような取り組みが全国的に広がっていくことを切に願っている。

全体シンポジウム 報告1

兵庫県明石市における専門職の活用と法科大学院卒業生への期待

泉 房穂

1 はじめに

東経135度の日本標準時子午線上にある明石市は、人口約29万人の特例市である。

明石市は、世界一長い吊橋「明石海峡大橋」や淡路島を眼前に臨む雄大な景観が楽しめるほか、瀬戸内海の豊かな漁場で捕れる鯛、タコ、のりは全国に誇る特産物となっており、また万葉歌人・柿本人麻呂によって多くの歌が詠まれ、世界最古の長編小説とも言われる源氏物語の舞台にもなるなど、風光明媚な歴史あるまちとしても知られている。

本稿では、この明石市における地域主権への取組みと弁護士をはじめとする専門職職員の活用、地方自治体における法科大学院卒業生の活躍への期待について述べることにする。

2 総職員数削減と専門職職員の採用

明石市では、厳しい財政状況のなか持続可能な財政構造の構築をめざして行財政改革に取り組んでおり、歳出のなかで大きな比重を占める人件費削減のため、総職員数削減等の取組みを進めているところである。

このような中、明石市では、平成24年度に弁護士を一挙に5名、平成25年度には臨床心理士3名および社会福祉士4名をそれぞれ任期付職員として採用した。なお、弁護士は応募総数22名、臨床心理士は応募総数49名、社会福祉士は応募総数86名といういずれも多数の応募者の中から採用したものである。さらに現在、公認会計士（任期付職員）2名の募集も行っているところ

である。このうち弁護士採用の取組み自体は、全国的に例はあるものの、地方自治体が一挙に5名もの弁護士を採用するのは、全国初の試みであった。

総職員数を削減する中であって、明石市がこのように積極的に専門職職員の採用を進めているのは、地方行政の質的改革および市民サービス拡充のためである。すなわち、今日の日本社会は、地域主権の時代に移行してきており、地方自治体は、自己責任を伴う自己決定を日々迫られ、その中で専門的知識や主体的判断能力が必要不可欠になってきており、こうした知識や能力を有する職員がこれまで以上に必要とされるようになってきている。さらに現在は、いじめ・児童虐待など行政の関与が求められる様々な問題が複雑化・深刻化してきており、これらに対応できる専門性を有する人材を外部から確保するべく積極的な専門職職員の採用を行っているのである。

上記のとおり、明石市でも多くの他の自治体と同様に職員の削減や予算の縮小といった行財政改革を進めているところであるが、明石市では、消極的な施策にとどまらず、このような専門職の積極的な活用により、真の行政需要にこたえるための地方行政の質的改革を実行しているところである。

3 専門職を活用した明石市の取組み

次に、明石市における専門職を活用した具体的な取組みについて述べる。明石市においては、平成25年度から弁護士をはじめとする専門職と一般の職員との積極的な連携（チームアプローチ）により、以下のような新たな市民サービスの提供を行っている。

(1) まず、近年深刻化しているいじめ問題に対応するため、市長事務部局に新たにいじめ相談に特化した相談窓口を設置し、「いじめ総合相談」を開始した。これは、臨床心理士職員がスクールカウンセラー、社会福祉士職員がスクールソーシャルワーカー、弁護士職員がスクールロイヤーとして、また教員OB職員がスクールアドバイザーとして、いじめ問題に関して相互に連携しながら総合的かつ臨機応変な対応を行うものである。いじめ問題に関しては、教育委員会といじめに悩む子どもやその保護者とが緊張関係に立つ事案もありうることから、教育委員会だけではなく、市長事務部局にも相談

窓口を設置することによってそのような事案にも的確に対応できるようにし、また相談の受け皿を増やすことで、より子どもやその保護者等からのSOSを受け止めやすく、また問題が深刻化する前に早期に対応できるようにしようとするものである。

いじめによる子どもの自殺が重大な社会問題となっている今日、明石市では市民にとって一番身近な行政である基礎自治体として、子どもの目線に立ったいじめ対策を引き続き積極的に進めて行く考えである。

(2) さらに明石市では、専門職職員および一般の職員がチームを組んで、市民の自宅や病院の枕元などを訪問し、総合的な相談援助を行う「総合訪問相談」も実施している。明石市では、平成24年度より、弁護士職員が病気等の理由で外出が困難な市民の枕元まで訪問して法律相談を行い、必要があれば生活保護などの各種行政サービスにもつなぐ取組みを開始していたが、この総合訪問相談はこれをさらに発展させ、市民からのより幅広い相談に対応しようとするものである。

そして、専門職職員は、それぞれの専門性をより業務に活かし、また専門職職員間の連携による相乗効果を高めることで市民のニーズにより一層応えていくため、日頃から緊密な協力関係を築いているほか、定期的に協議を行う等により連携強化を図っている。

これらの専門職職員を活用した取組みは、市民からも大変好評である。

4 任期付弁護士職員の業務

(1) 専門職職員のうち、弁護士資格をもつ5名は、現在、政策立案・遂行、コンプライアンス体制強化、庁内法務全般、市民法律相談、研修等の様々な業務に携わっている。

平成24年度の1年間の任期付弁護士職員による主な実績を簡単に紹介すると、職員からの業務に関する法律相談に応じる庁内法律相談は333件、市民からの法律相談に応じる市民法律相談は230件、職員の福利厚生の一環として、平成25年1月30日から開始した職員の個人的内容に係る法律相談に応じる職員個人法律相談は6件、合計569件と多数の多様な法律相談業務に対応

している。

前年度(平成23年度)の顧問弁護士への庁内法律相談件数が年間58件であったことからすると、これまで潜在化していた需要が一気に顕在化したとすることができる。このように職員が気軽に弁護士に相談できるようになったことにより、職員はより一層自信をもって自らの業務に取り組むことができるようになり、任期付弁護士職員の採用は一般の職員からも大変好評である。

なお、任期付弁護士職員は、この他にも訴訟や調停の市側代理人としての業務や外部弁護士に依頼している訴訟等についての外部弁護士と原課との間の調整作業、クレーム対応等もしており、これにより一般の職員ができる限り本来業務に専念できるようにしている。

さらに、任期付弁護士職員は、一般の職員とともに真に市民のためになる基礎自治体のあり方、具体的には国・県からの市への権限移譲など、まちの大枠を形作るための重要な施策の企画・検討・立案等も担っている。

(2) このように、明石市では任期付弁護士職員の活用により、明石市役所全体の法務能力向上を図っているわけであるが、ここで一つ大切なことがある。

それは、任期付弁護士職員の採用は任期付弁護士職員が地方自治体における法務的な業務の全てを担い、他の一般の職員は法務的な業務に関与しないというような職務の切り分けを意図したものではないということである。

地方自治体には、既に法務課などにおいて総合的な法務業務を経験した者や各部署において取り扱う各種法令等に関する知識を有する者も存在する一方、普段はあまり法務的な業務に携わることがなく、何かあれば法務課に相談すればよいという程度の認識の職員も多い。

しかし、これからの地域主権の時代には、地方自治体の自己責任が厳しく問われる時代となるが故に、法務能力の欠如が思わぬ重大なリスクを招くとの認識を有しており、そのような事態に陥ることは当該職員にとっても、地方自治体にとっても市民にとっても不幸であり、全ての職員の法務能力の向上に取り組むたいと考えている。

現在、任期付弁護士職員と一般の職員は机を並べて一緒に働いており、一般の職員が気軽に任期付弁護士職員に相談できる体制となっている。一般の職員が任期付弁護士職員に気軽に相談できるようにするということには、これにより法に従った適正な処理を行うことを可能にするという狙いがあるのはもちろんであるが、それだけではない。法律の専門家である弁護士と一緒に協議・検討を行いその見解やそこに至る検討・調査の過程を間近で見ること、法的な観点からまとめられた書面等に多く触れること等により、一般の職員自身も法的なものの見方や考え方、書面のまとめ方等を身に付ける機会にしようということをも意図しているのである。そして、任期付弁護士職員にはこのことに十分留意した対応をしてもらっている。

また、現在、任期付弁護士職員による地方行政実務に密着した研修なども積極的に実施しており、今年度（平成25年度）からは、自治体職員の法務能力を向上させるための検定である「自治体法務検定」も活用していくことになっている。

現在の厳しい経済情勢等からすると、限られた人員で質の高い業務を行うということがこれまで以上に求められる傾向が強くなっていくものと思われ、このような一人ひとりの職員の能力の向上は、これからの時代にますます重要になってくるものと考えている。

5 明石市における法科大学院卒業生の採用と活躍への期待

現在、明石市役所には4名の法科大学院卒業生が一般の職員として在籍している。この4名はいずれもいわゆる司法試験合格者ではないが、法科大学院で身に付けた法的思考力や調査能力等を活かして、法務課をはじめとする様々な部署で大いに活躍しているところである。

上記のとおり、地方自治体では一人ひとりの職員の能力向上が必須となってきており、法科大学院において法的素養を身に付けた卒業生は大変貴重な人材であり、地方自治体の法務能力の底上げの重要な鍵となりうるものと考えている。

そこで、明石市では本年（平成25年）、法科大学院卒業生を対象とした事

務職員募集のチラシを初めて作成してこれを配布した。

市長就任以来、「公は尊い」と言い続けているが、私利私欲ではなく、また特定の集団のためでもなく、市民のために仕事をする「公務員」としてのやりがいと達成感は非常に大きいものがあり、地方自治体、特に市民に最も身近な基礎自治体での業務は、まさに自らが市民に役立っていることが実感できる素晴らしいものである。地方自治体において法務能力を持つ職員が求められていることは前述のとおりであり、一方、法科大学院で身に付けた能力を活かして社会で活躍したいと考えている法科大学院卒業生にとっても、地方自治体は卒業後の進路として、大変魅力のある職場となりうると考えているので、ぜひ、多くの法科大学院卒業生に地方自治体で働くという選択肢もあるということを知っていただきたい。

法科大学院卒業生の全てが法曹となるわけではないという現状の下では、法曹とならない法科大学院卒業生が社会で活かされないのは社会的損失であり、その活用は社会的要請ともいえるところ、地方自治体はこのような人材を活かすことのできる最適な場の一つなのである。

そして、法科大学院卒業生の活用を進めていくためには、法科大学院が質の高い教育を行っていることは当然の前提であるが、法科大学院卒業生がその教育により高い法務能力を身に付けていることが何らかの形で証明・担保されることも効果的であると考えます。

その意味では、例えば法科大学院生または法科大学院卒業生を対象とした新たな認定資格を創設するといったことも検討の余地があるのではないかと考えている。

6 市民への責任を果たす

今日のような非常に厳しい経済情勢の下では、特に子どもや高齢者といった弱い立場にある方、声を上げられない方の目線に立った施策を展開していくことが欠かせない。社会が余裕を失っているときこそ、行政が社会のセーフティネットとして有効に機能する必要がある。そして、現在のような地域主権の時代が到来している状況にあっては、地方自治体はその役割を果たす

ことが今まで以上に強く求められている。

明石市では、まさにこのような観点から前述のとおり専門職職員による訪問相談等を行い、必要があれば生活保護などの各種行政サービスにもつなぐという新しい取組を開始している。

さらに、明石市では今後も犯罪被害者支援や近年特に深刻さを増している児童虐待といった様々な問題への対応策についても任期付弁護士職員をはじめとする専門職職員に市民目線で積極的に取り組んでもらう予定でもある。

そしてこのような任期付の専門職職員と正規職員として任期の定めなく採用された法科大学院卒業生がともに協力し合って業務を遂行していくことができれば、地方行政の質的改革と市民サービスの拡充をより一層実現できるものと考えている。

明石市は、専門職職員の活用により、現在のような困難な時代における市民の期待により一層応える行政を実現していきたいと考えている。このように地方自治体の内部に弁護士をはじめとする専門職職員や法科大学院卒業生が位置づいて業務を行うということは、地域主権を促進するものであり、新しい地方自治、新しい日本を作り上げていくものであると確信している。

(いずみ ふさほ 明石市長／弁護士／社会福祉士)

平成 26 年 3 月 17 日

